

# 広域自治体からみた大学との包括連携協定

政策研究・大学連携センター 津久井 稲緒\*

広域自治体では、大学との協働を推進するために包括連携協定を締結するケースが近年増えてきている。

自治体が（個別連携協定というかたちではなく）「包括的」な連携協定を大学と締結する積極的な理由としては、①自治体が関心を有する複数の分野において多様な事業を同時に推進させられることや、②大学との関係強化のためのアナウンスメント効果が得られること、あるいは、③密接な協力関係の構築を予め約束することによって、個々の協力事業を進める実務レベルでの連絡・調整コストを減らせられること、といった点が挙げられる。

また、広域自治体によっては、上記理由に加え、④近隣に大学のない基礎自治体と大学との協働をサポートする役割を果たすことを目的として大学と包括連携協定を結ぶこともある。

このように、包括連携協定を締結することにはメリットはあるが、このことは、大学と協働する手法が個別の連携・協定から包括連携協定へと「進化している」ことを意味するものではない。協働関係は本来多岐にわたるものであり、広域自治体としては、包括連携協定の持つ特徴を踏まえながら、大学との協働を進める上での選択肢の一つとしてこれを活用することが求められる。

## 目次

（はじめに）

### 第1章 自治体と大学との協働・協定締結の状況

#### 1 締結数等

- (1) 基礎自治体
- (2) 広域自治体

#### 2 協働・協定締結内容の特徴

- (1) 協働の内容
- (2) 協働分野

### 第2章 広域自治体からみた大学との包括連携協定締結の意義・狙い

#### 1 個別的な連携との対比でみた包括的な連携の特徴

- (1) 複数分野に亘る事業の推進
- (2) 大学との関係強化のためのアナウンスメント効果
- (3) 実務面での連絡・調整コストの低減
- (4) 新たな分野での連携の実現
- (5) 地元の大学の魅力向上を通じた地域振興

#### 2 基礎自治体にとっての包括的な連携と対比した広域自治体の包括的な連携の特徴

#### 3 広域自治体と大学との包括連携協定における課題

（おわりに）

### 主要参考文献

\* 神奈川県政策研究・大学連携センター特任研究員

## (はじめに)

大規模自然災害の頻発、本格的な超高齢社会の到来、社会保障費の増大等、現代の日本社会が直面するさまざまな課題に対応するための一つの解として「協働」が求められている。官と民、企業と市民団体、大学と政府、企業と大学等、多様な主体の協働により、現行技術や制度へのイノベーションが期待されている<sup>1</sup>。

自治体に他主体との協働が求められる主な背景としては、下記の3点を指摘することができる。

### ①先進国における「小さな政府<sup>2</sup>」の流れ

世界的な政治潮流として、「小さな政府」「新しい公共」等の考え方<sup>3</sup>の下、行政の資源を縮小させる力が働いている。多様化・複雑化する市民のニーズに応えるために、「公的課題の解決のリソースを行政が十分に有しないということになれば、外部の社会的な力を利用し、その不足を補完するほかないことになり、いわば必然的に、『協働』という手段が求められることとなる<sup>4</sup>」。

### ②地方分権改革により進められる地域主権

個性豊かな地域主権型社会の構築には、住民と地方自治体に様々な創意工夫が求められる。神奈川県「地域主権実現のための基本方針」においても、「多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、活力ある地域社会づくりを進めるために、県民、NPO、企業などとの協働・連携を一層推進するとともに、互いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。」と多様な集団と行政との協働・連携の推進が位置づけられている。

### ③CSRやSocial Business等<sup>5</sup>の世界的な広がり

NGO・NPOや企業、市民団体等により、公共的な課題をビジネスやボランティア活動に転換し解決を図る活動は、世界中に大きなムーブメントを引き起こしている。民間の自発的な活動は自治体の政策と一致する部分もあり、こうした活動を展開する主体と自治体との協働は、地域経済の活性化や地域福祉の向上への推進力となる。

<sup>1</sup> 「科学技術基本法(1995年(H7)年11月15日法律第130号)」やTLO法「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(1998(H10)年5月6日法律第52号)(大学で開発された技術や研究成果を民間企業に移転する承認TLO(技術移転機関)の活動を、国が支援するために施行された法律)」等の施行を機に、制度改革が進展。産学官連携は、地域経済活性化の原動力としても注目され、2001(H13)年に経済産業省が「産業クラスター計画」を、2002(H14)年に文部科学省が「知的クラスター創成事業」を立ち上げた。日本に先駆けて産学連携が推進されてきた米国では、1980(S55)年に「バイ・ドール法(政府資金による研究開発から生じた特許権等を民間企業・大学等に帰属させるもの)」が制定され、産学連携の普及に伴い、大学における特許取得や技術移転が行われ、これにより企業の技術開発が加速し新たなベンチャー企業が生まれるなど、地元自治体との連携活動も普及していることが、報告されている。

<sup>2</sup> 1890年と1975年のイギリス一般政府の支出構成比と支出合計の対GDP比によれば、19世紀には、国防費・司法・警察費と一般行政費が支出合計の半分近くを占めていたが、20世紀にはそれらは15%程度に減り、代わって社会サービス費が支出の半分を占めている。社会サービス費とは、社会保障、住宅・住環境、教育への支出の合計である。支出合計の対GDP比では、9.2%から49.9%へと増加し、大きな政府となっている。加藤榮一・馬場宏二・三和良一(2004)『資本主義はどこに行くのか—二十世紀資本主義の終焉』東京大学出版会

<sup>3</sup> 類似のものとして、ケインズのWelfare Stateからシュンペーター的Workfare Stateへの移行、契約国家、空洞国家、隠れた福祉国家、社会投資国家、ポスト・モダン福祉国家、第三の道、福祉の混合経済、支援国家など。

<sup>4</sup> 山田洋(2013)『リスクと協働の行政法』信山社

<sup>5</sup> 「CSR」Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任。「Social Business」社会的事業・社会変革ビジネスなど。

そうした中で、地域社会が直面するさまざまな課題に対応するために、高度な研究教育能力を有する大学との協働にも期待が高まり、近年は、自治体と大学とが「包括連携協定」を締結するケースが見受けられる。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（2005(H17)年1月28日）」には、大学の役割・機能として、「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」が示され、それを受けた2006(H18)年12月の教育基本法改正では、大学の教育や研究の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することが規定される等、自治体と大学との協働を加速させている。

自治体にとって大学との連携は、大学に集積する知識や情報等を多様な政策目的達成のために活用でき、学生等の参加により地域に不足する若い人材や国際性豊かな人材の協力をも得ることができるなどのメリットがあることから、ニーズは高い。また、大学にとっても自治体との連携は、研究・教育機会、学生の社会体験の場の充実、大学の社会的評価の向上などに寄与することから、ニーズは高いものとなっている。

本研究の目的は、広域自治体と大学との協働を推進する有力な手法の一つである「包括連携協定」の意義・機能・可能性等を明らかにすることである。自治体と大学が締結する包括連携協定の先行研究では、基礎自治体（市町村）と大学との状況を扱うものが中心であり、広域自治体（都道府県）との包括連携協定を調査・研究したものは少ない。

本稿では、自治体と大学との包括連携協定を「自治体と大学とが幅広い分野で協働することを協議して決定するもの」とした上で、まず、広域自治体における近年増加傾向にある大学との「包括連携協定」について、基礎自治体における大学との協働等と対比させながら現状や特徴を整理する。その上で、広域自治体が大学との協働を推進するにあたり、どのような状況であれば（個別の協定ではなく）大学との包括連携協定の締結という手法を用いる意義があるかについて整理する。

なお、自治体と大学との協働関係を概観するにあたっては、①基礎自治体と広域自治体、②個別協定と包括連携協定という2つの軸を意識しつつ、現状や特徴を整理することとする（図表1）。

図表1 本稿のイメージ図

	個別	包括
基礎自治体	自治体と大学との 協働関係全般	
広域自治体		

	個別	包括
基礎自治体	基礎自治体と大学との協働	
広域自治体		

	個別	包括
基礎自治体		
広域自治体		広域・包括

(出所) 筆者作成

また、自治体と大学との協働状況等を調査したものとしては、下記の調査資料を主に活用する<sup>6</sup>（図表2）。

図表2 本稿で使用する主な調査資料

	調査名称	調査主体
A	大学連携に係るポータルサイト <sup>7</sup>	神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課
B	大学と地域との取組実態についてのアンケート調査（2005（H17）年実施） <sup>8</sup>	内閣官房都市再生本部事務局
C	大学と地域との取組実態についてのアンケート調査（追加調査）（2007（H19）年実施）	内閣官房都市再生本部事務局
D	大学と連携した地域づくりのための取組に関するアンケート（2005（H17）年実施） <sup>9</sup>	総務省
E	地域と大学の連携に関する実態調査（2009（H21）年11～12月実施） <sup>10</sup>	常陽地域研究センター
F	広域自治体と大学との連携等に関するアンケート調査（2014（H26）年7～8月実施） <sup>11</sup>	神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課

（出所）筆者作成

<sup>6</sup> そもそも悉皆的な調査でなかったり、あるいは悉皆的な調査であっても調査時点がやや古いなど、それぞれの調査資料の解釈にあたってはその特徴や限界について十分留意する必要がある。

<sup>7</sup> 神奈川県内の大学情報や、神奈川県の大学連携に関する取組み、大学と地域との連携事例等について紹介。毎年度春に各都道府県に調査し、回答があったものについて紹介している。神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課HP <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/0102/daigaku/> 2015（H27）年1月30日アクセス。

<sup>8</sup> 「大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、地方公共団体や住民、NPOなどの多面的な連携協働を進め、都市再生の一層の推進を図る」ため、内閣官房都市再生本部・内閣府地域活性化推進室で「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を、2005（H17）年12月に都市再生プロジェクトとして決定した。各市町村の取組みについて把握するために、内閣官房都市再生本部事務局が、2005（H17）年7月と2007（H19）年4月に、全国の基礎自治体を対象にアンケート調査を実施したもの。

<sup>9</sup> 上述の内閣官房・内閣府の都市再生プロジェクトの一環で、総務省により2005（H17）年11月に東京都特別区及び政令指定都市を除く全市町村を対象に実施したもの。635団体、1,352事例を収集し、地域資源を活用している事例、学生が地域活性化に貢献している事例、大学の研究・教育活動が直接具体的な取組となる事例など、9類型に分類している。

<sup>10</sup> （財）常陽地域研究センターの2010（H22）年2月号『常陽ARC』の中で、「調査 地域と大学の関わりを考える」という特集が生まれ、茨城県内44市町村を対象にアンケート調査を実施したもの。

<sup>11</sup> 調査期間：2014（H26）年7月28日～8月8日、調査対象：神奈川県を除く46都道府県、調査方法：電子メールで各都道府県企画政策担当課に送付、電子メールによる回答回収、有効回答数：25都道府県（有効回答率54％）。

第1章 自治体と大学との協働・協定締結の現状

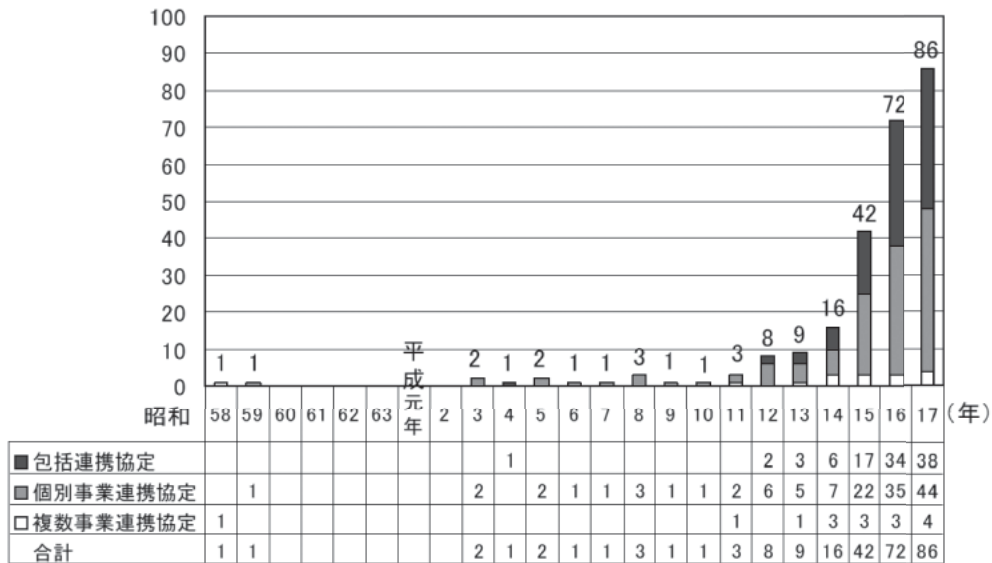
1 締結数等

(1) 基礎自治体

基礎自治体と大学との連携について、まず協定締結数をみると、10年ほど前から件数が目立って増加してきた(図表3<調査B>)。

ここ数年は、「地域おこし・地域活性化」といった分野での大学との協働の深まりもあって<sup>12</sup>、基礎自治体が大学と協定を結ぶことはさらに一般化してきており、全国の基礎自治体の少なくとも半数以上は、何らかのかたちで大学と協定(個別協定または包括連携協定)を結んでいるものとみられる(図表4<調査C>、図表5<調査E>)。

図表3 基礎自治体における協定締結数

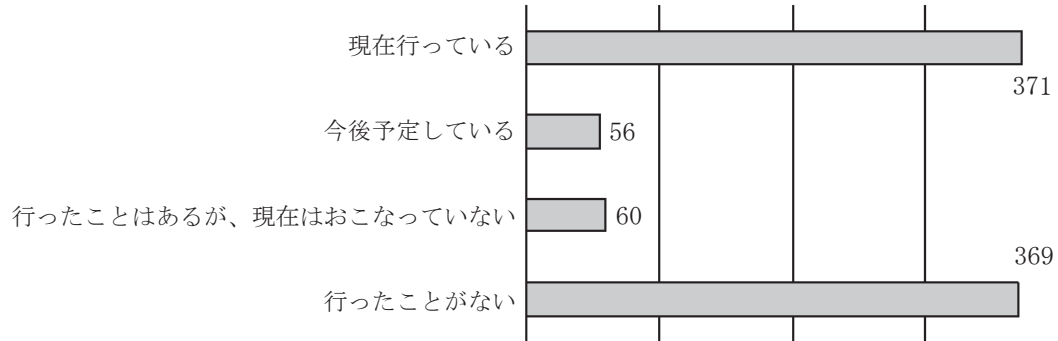


(出所) 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室(2005)「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」

<sup>12</sup> 第1章-2-(2)で詳述。

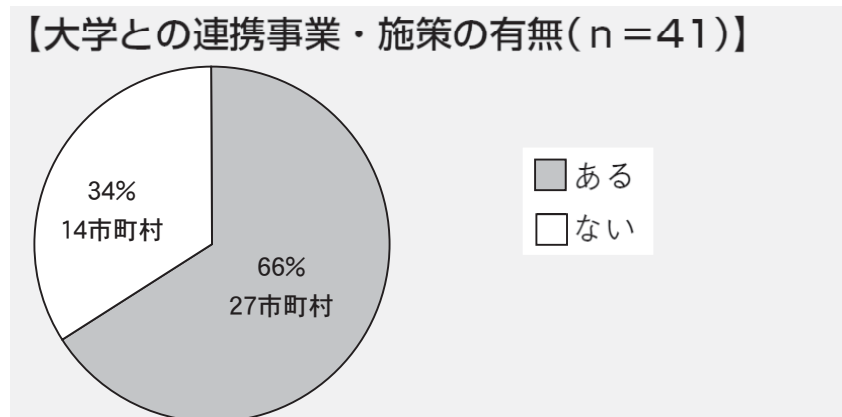
図表 4 基礎自治体における大学との連携事業

市区町村数 : 856件



(出所) 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室 (2007)  
「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」

図表 5 茨城県内市町村における大学との連携事業・施策の有無



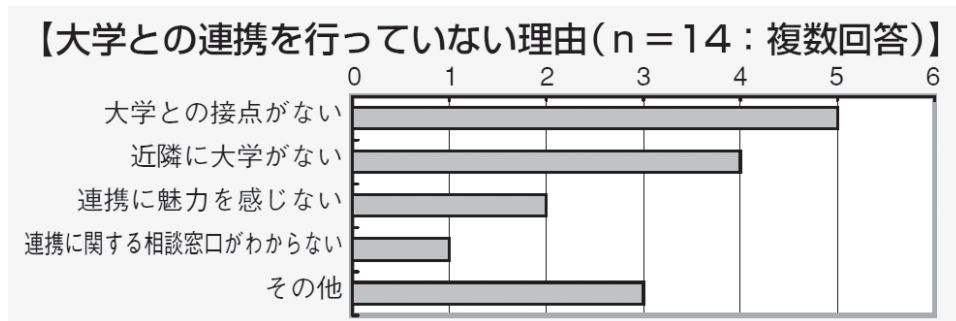
(出所) (財)常陽地域研究センター (2010)「地域と大学の関わりを考える」『常陽ARC』2010年2月

基礎自治体と大学との連携は「市町村独自の地域資源」に着目した事例が多く、また、それらについては

- (1) 1対1の連携が中心
- (2) 主に同一地域内の大学と連携
- (3) 全国的に希少価値の高い地域資源を活用した事例においては、近隣以外の大学とも連携といった特徴がみられている (調査D)。

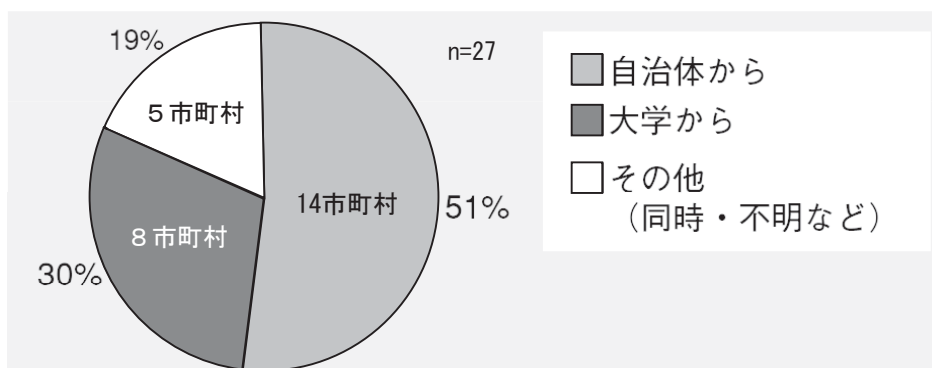
一方、大学との連携を行っていない市町村では、「大学との接点不足」「近隣に大学がない」ことを主な理由に挙げている（図表6<調査E>）。大学側としてもキャンパスが立地している自治体や近隣自治体との接点が多く、そうした先との連携が先行することは自然な流れである<sup>13</sup>ことから、基礎自治体と大学との連携度合は、大学の立地の有無によって差がみられている可能性がある。

図表6 茨城県内市町村における大学との連携を行っていない理由



(出所) (財)常陽地域研究センター (2010)「地域と大学の関わりを考える」『常陽ARC』2010年2月

図表7 茨城県内市町村における連携の相談を持ちかけた側



(出所) (財)常陽地域研究センター (2010)「地域と大学の関わりを考える」『常陽ARC』2010年2月

<sup>13</sup> 連携相談を持ちかけた側は「大学から」が3割であるのに対して、「自治体から」が半数となっており、こうした点からも、近隣に大学がない場合には、基礎自治体が積極的に動かない限りは大学との協働関係は深化しづらいことがうかがえる（図表7<調査E>）。

## BOX 1 地域の多数の大学との連携の形態

自治体と大学との連携については、前述の「一対一の協働」ではないものとして、①地域の大学が主導するコンソーシアムに自治体が参画するケースや、②大学等関連団体との協議会を設置するケースがみられる。

### 1. 地域の大学主導のコンソーシアムへの参画

「我が国の高等教育の発展に資すること<sup>14</sup>」を目的として、地域ごとに5～51の大学が加盟する大学コンソーシアムが、全国に45団体組織されており、そのうち自治体が参画するものは約半数の22コンソーシアムとなっている（2014(H26)年4月9日現在）<sup>15</sup>。

大学コンソーシアムに対するアンケート調査（対象40団体）<sup>16</sup>によれば、具体的な実施事業の回答が多いものとして、①単位互換（85.7%）、②生涯学習（60.0%）、③産官学地域連携（54.3%）、④高大連携（54.3%）、⑤学生交流（51.4%）が挙げられており、自治体が参画するのは、このうち生涯学習や産官学の地域連携、そして高大連携といった分野であると考えられる。

大学コンソーシアムの機能は、「連携することによる規模効果、相乗効果を目指す「スケールメリット」、単独の大学ではリスクのある取組みを実験的・先導的に行い、最終的にノウハウを加盟校に還元することを目指す「パイロット性」、各大学が必要とする資源を相互に持ち合い、それを通じて各大学はそれぞれの特色発揮を目指す「相互補完」があるとされる<sup>17</sup>ことから、自治体としては地域性が強く、かつ総合力の高いこうした大学コンソーシアムに参加するメリットがあるものと考えられる。

### 2. 大学等関連団体との協議会の設置

横浜市では、市内に立地する大学と隣接する大学30校が参加する「大学・都市パートナーシップ協議会」を設置している。同協議会の目的は、「都市を構成する多様な主体である市民・企業・行政と大学が互いに成長、発展しうる関係を構築することにより、新しい時代を担う人づくりの舞台、『21世紀型大学都市ヨコハマ』を実現すること<sup>18</sup>」であり、「横浜市中期4か年計画（2014～2017）」にも、「大学と連携した地域社会づくり<sup>19</sup>」を目指すとされている。

また、広島県では、広島県、21の国公立大学、2つの大学関連団体、5つの経済関係団体、2つの高等学校関係団体のメンバーから構成される「広島県大学連携推進方策検討会」を設置し、県内の大学間ネットワークを促進している<sup>20</sup>。

<sup>14</sup> 「全国大学コンソーシアム協議会規約」第2条（目的）「本協議会は、各地域のコンソーシアム及び大学連携組織の連携を通して情報の交換と経験・研究の交流を積極的に図るとともに、社会に貢献し地域と協力する共同の取組を進め、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。」全国大学コンソーシアム協議会事務局HP

<http://www.consortium.or.jp/project/zenkoku-conso/office> 2014(H26)年5月1日アクセス。

<sup>15</sup> 全国大学コンソーシアム協議会事務局HP <http://www.consortium.or.jp/project/zenkoku-conso/office> 2014(H26)年5月1日アクセス。全国大学コンソーシアム協議会に加盟しない大学コンソーシアムも存在している。

<sup>16</sup> 岩崎保道（2009）「大学コンソーシアム機能における施設相互利用の実態と課題」『大学教育年報』第5号、2009年3月

<sup>17</sup> 岩崎保道・中元崇（2008）「大学コンソーシアムにおける地方自治体の役割と機能」『大学行政管理学会誌』第12号、pp. 79-90

<sup>18</sup> 「大学・都市パートナーシップ協議会会則」横浜市大学・都市パートナーシップ協議会HP

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daigaku/partnership/committee/> 2015(H27)年1月29日アクセス。

<sup>19</sup> 横浜市（2014）『横浜市中期4か年計画2014-2017』

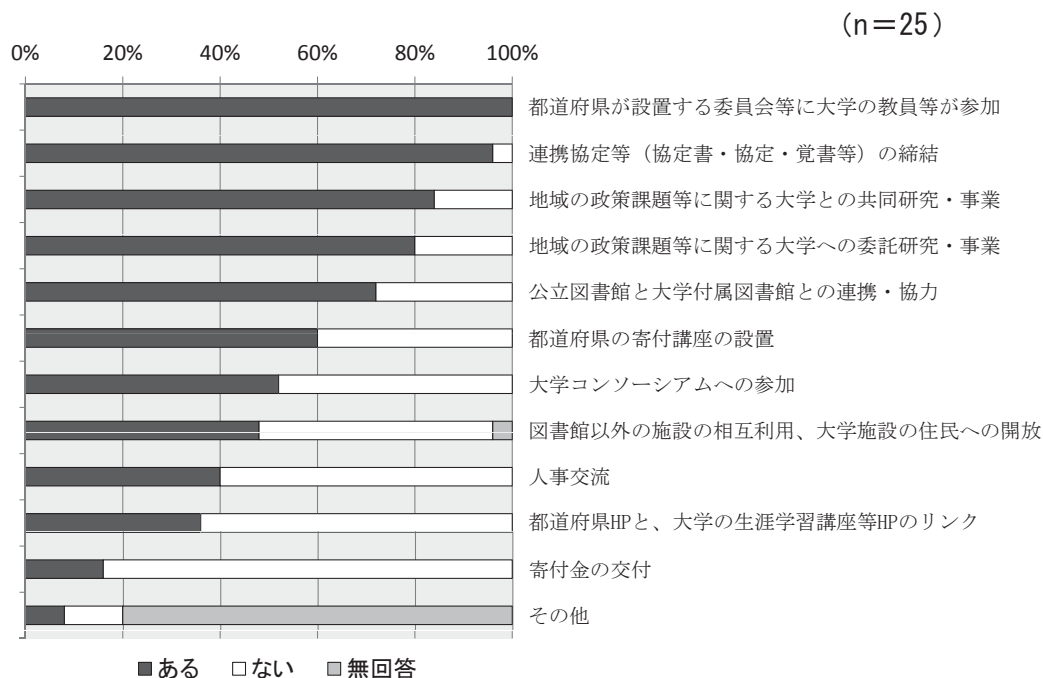
<sup>20</sup> 広島県大学連携推進方策検討会（2011）『今後の大学連携のあり方について』2011(H23)年9月



## (2) 広域自治体

広域自治体と大学との連携も近年活発化しており、①都道府県が設置する委員会等に地元の大学の教員等が参加するほか、②連携協定等を締結したり、③地域の政策課題等に関する大学との共同研究・委託研究事業を進めるなど、多様な側面で大学との協働がなされている（図表8<調査F>）<sup>21</sup>。

図表8 大学との現在の連携状況



(出所) 筆者作成

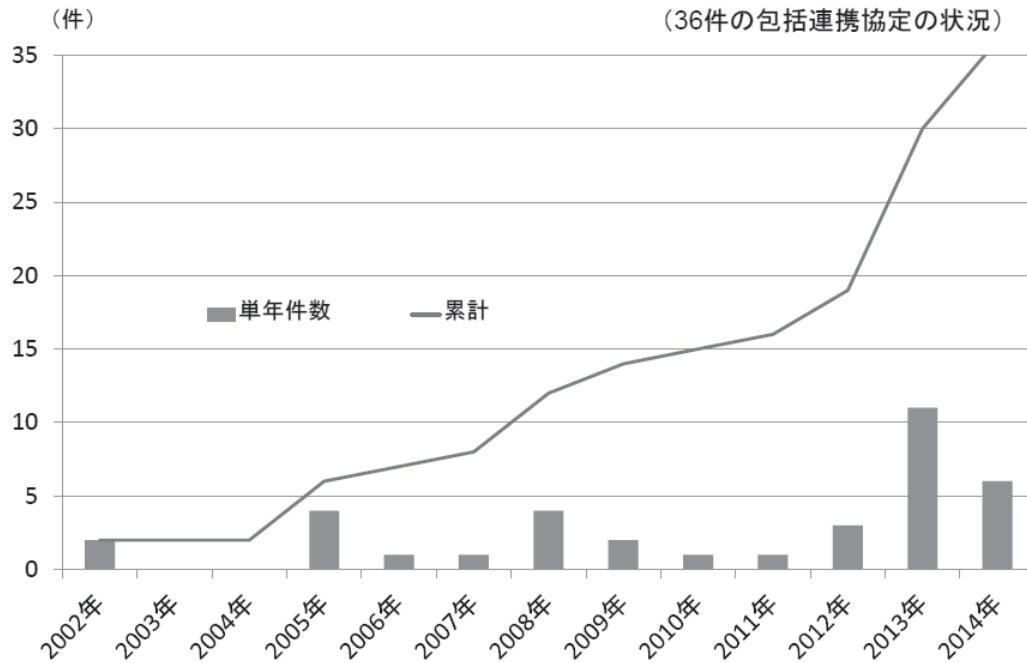
そうした中、広域自治体と大学との間で「包括連携協定」の締結を通じた協働は広がりを見ている。特に、文科省が打ち出した「センター・オブ・コミュニティ<sup>22</sup>」事業の影響により、大学側の連携意向が強まった<sup>23</sup>結果、2013(H25)年以降は締結数が著しく増加している（図表9<調査F>）。また、この時期には、それまで連携の少なかった私立大学と広域自治体との包括連携協定を結ぶケースが目立っている（図表10<調査F>）。

<sup>21</sup> 愛知県大学連携ポータルサイトでは、広域自治体と大学との連携について、149件の実績（2013(H25)年度）を閲覧できる。愛知県大学連携ポータルサイトHP <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/daigakurenkei/index.html> 2014(H26)年12月19日アクセス。

<sup>22</sup> 2013(H25)年度から文科省が進めている「地（知）の拠点整備事業（COC:center of community）」は、自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学等を支援するもので、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としている。大学には、今後拠点として活動していく「地域」を定義し、大学と自治体が組織的・実質的に協力することが求められる。

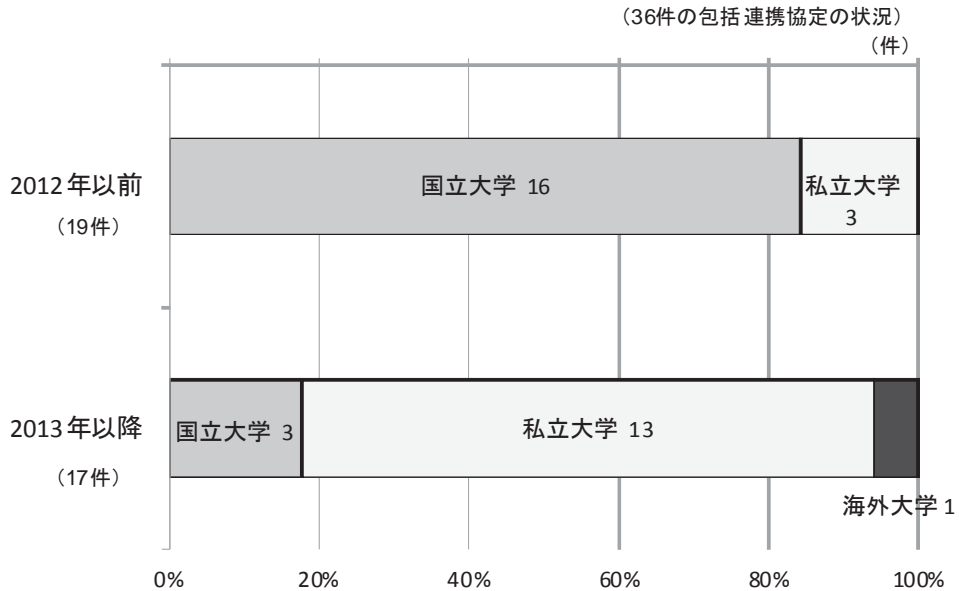
<sup>23</sup> 基礎自治体と大学との関係と異なり、広域自治体と大学との包括連携協定については、大学側から持ちかけたケースが圧倒的に多い（図表11）が、これはCOC事業の開始前の協定締結から共通にみられている特徴である。

図表9 広域自治体と大学の包括連携協定締結時期と数



(出所) 筆者作成

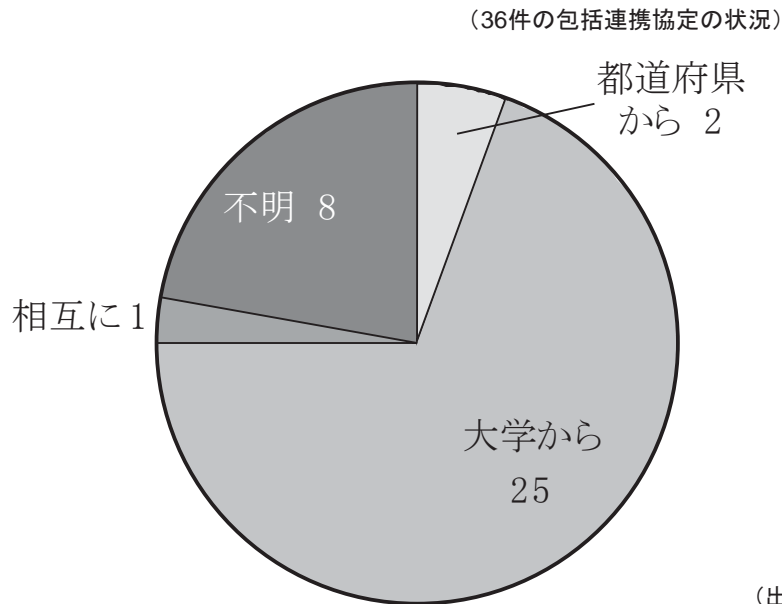
図表10 広域自治体の大学との包括連携協定の内訳



(出所) 筆者作成

なお、都道府県側からみて、域内の大学数と包括連携協定の締結数との間には特段相関関係は認められなかった。

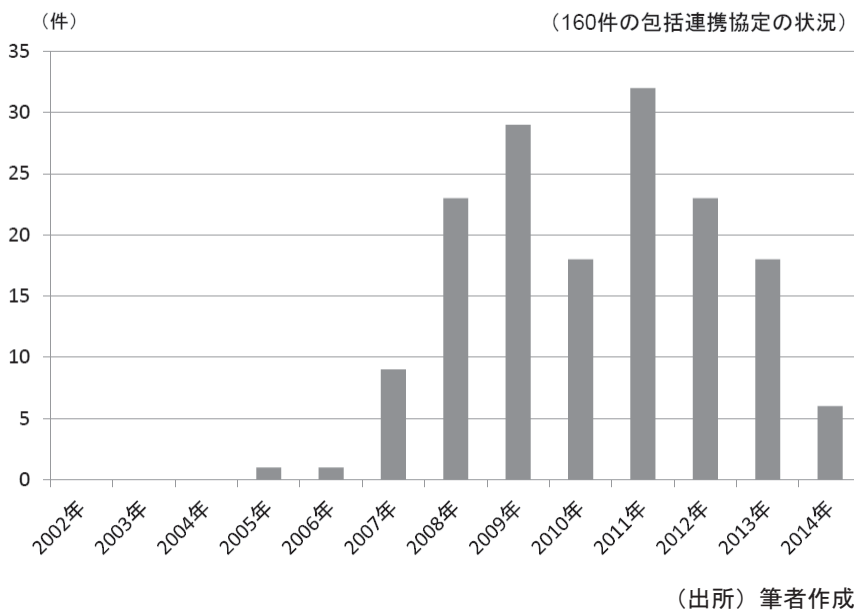
図表11 広域自治体の大学との包括連携協定で相談を持ちかけた側



**BOX 2 広域自治体と企業との連携**

広域自治体は企業との連携にも積極的に取り組んでいるが、企業との包括連携協定の締結状況をみると、その件数自体大変多く、また CSR 活動に取り組む企業側の提携意欲が高まってきた 2008 (H20) 年以降に大きな伸びが見られている (図表 12)<sup>24</sup>。広域自治体と大学との包括的な連携関係は、これよりも一歩遅れる格好で最近になって広がってきているといえる。

図表12 広域自治体と企業との包括連携協定の状況



<sup>24</sup> 津久井稲緒「広域自治体と企業との連携等に関するアンケート調査」(2014 (H26) 年 7～8 月実施) は、2014 (H26) 年度科学研究費補助金・奨励研究「自治体と企業による包括協定の現状と課題」の研究成果の一部である。

## 2 協働・協定締結内容の特徴

### (1) 協働の内容

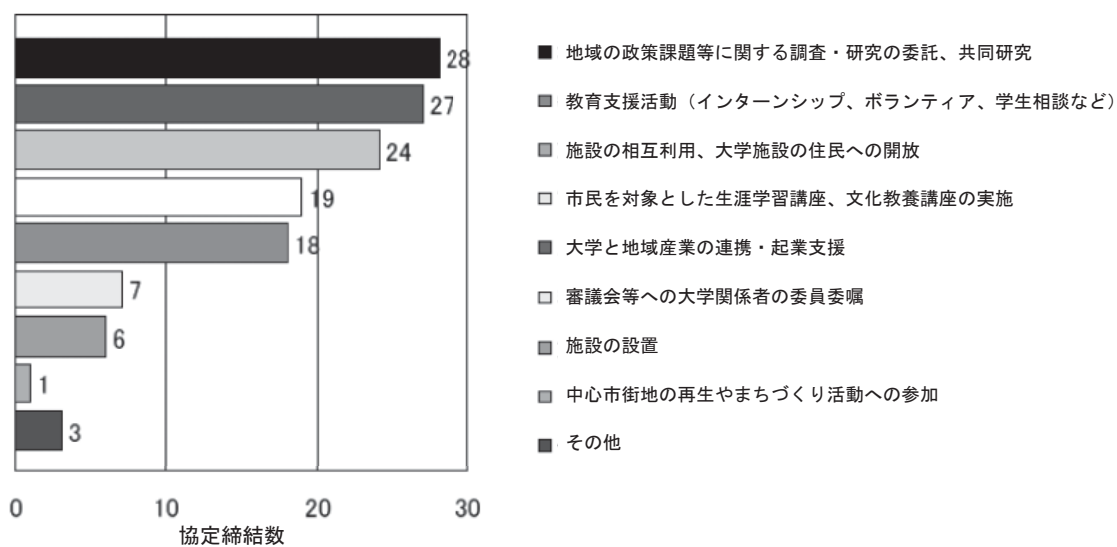
自治体と大学との協働の内容をみると、共同研究の推進、高等教育機能を活用した地域産業等の人材育成、大学生のボランティアサポート等、非常に多様なものとなっている。

このうち、基礎自治体と大学との個別事業連携協定を通じた事業内容をみると、

- (A) 地域の政策課題等に関する調査・研究の委託、共同研究
- (B) 教育支援活動（インターンシップ、ボランティア、学生相談、出張授業・公開講座など）
- (C) 施設の相互利用、大学施設の住民への開放

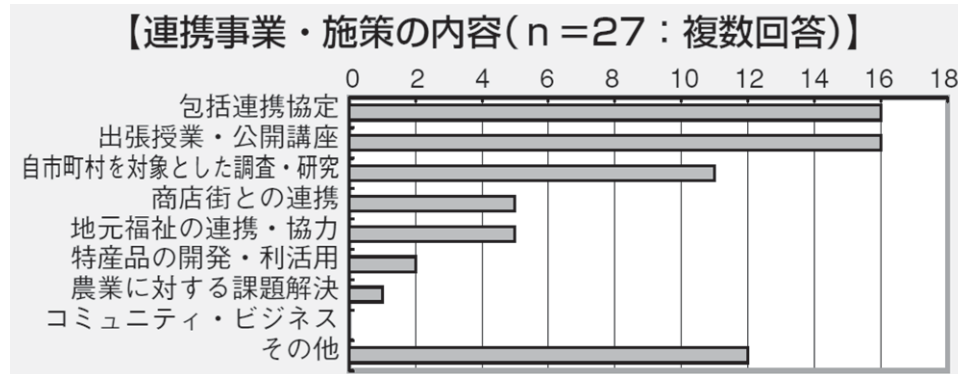
が中心となっている（図表13<調査B>、図表14<調査E>））。

図表13 個別事業連携協定の事業内容



（出所）内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室（2005）  
「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」

図表14 茨城県内市町村における連携事業・施策の内容



(出所) (財)常陽地域研究センター (2010)「地域と大学の関わりを考える」『常陽ARC』2010年2月

## (2) 協働分野

また、連携を分野別にみると、「産業・労働」に関する連携が多い(図表15<調査A>)。また、最近の特徴としては、従来の理工系中心から社文系・芸術系分野への拡大がみられる<sup>25</sup>。自治体側が大学の協力を得ながら地域における政策課題を解決していく姿勢を強め、大学も地域社会との繋がりを深めることに積極的になる中、自治体と大学では「地域おこし・地域活性化関係」(図表16では社文系・芸術系分野における協働の約7割を占める)を中心に協働領域を広げており、具体的な活動内容としては、地域資源の発掘等に関する調査研究、地域ブランド推進・観光アクションプラン作成のための提言、農作業体験の実施等を進めている(図表16)<sup>26</sup>。

<sup>25</sup> 従来、自治体と大学の社文系分野の教員とのつながりは、都道府県が設置する委員会への参加等が中心で、上述の産学官連携に見られるような、直接的な地域経済社会の活性化への期待は、それほど大きくなかった。自治体と大学の社文系・芸術系分野の協働に関する広がりには、以下の事例集で確認できる：①関西大学地域連携センター(2014)『関西大学地域連携事例集』関西大学、②(財)地域活性化センター(2009)『平成20年度地域活性化事例集 大学等との連携による地域の活性化』、③人文社会科学系産学官連携を検討する会(2008)「京都の大学における事例からみた社文系・芸術系産学官連携報告書」京都産学官連携機構・財団法人大学コンソーシアム京都協働事業。

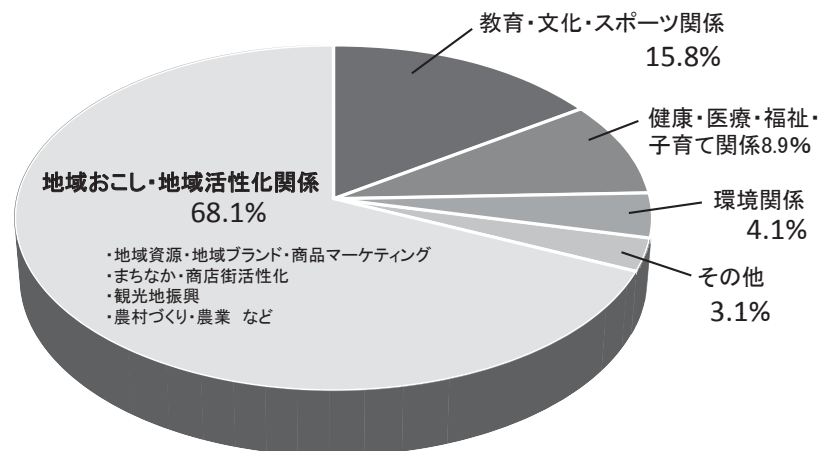
<sup>26</sup> 地域実践活動に関する大学教員ネットワーク、総務省地域力活性化・連携交流室(2011)「大学教員との地域実践活動の内容について」2011(H23)年8月。2011(H23)年2～3月に都道府県と市町村を対象として実施したアンケート結果。都道府県34、市町村1,382からの回答があった。この調査における、「大学教員との地域実践活動」とは、大学の教育・研究に資する活動であって、教員と学生が地域の現場に入り、地元住民や地域づくり団体等とともに、地域おこし活動を実践する取組みをいう。総務省HP [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000128052.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000128052.pdf) 2014(H26)年12月12日アクセス。

図表15 大学と地域との連携事例（全国）

分野	件数	具体例
産業・労働	44	・観光面からの中心市街地活性化事業 ・地域イノベーション戦略支援プログラム
教育・子育て	13	・高大連携事業 ・大学コンソーシアム事業
健康・福祉	11	・感染症対策の支援に関する協定 ・地域医療学講座設置事業
安全・安心	6	・克雪体制支援調査 ・減災型地域社会のリーダー養成プログラム
県民生活	6	・出前講座の収録・放送 ・留学生交流等拠点設置支援事業
エネルギー・環境	4	・トドマツ人工林における保残伐施業の実証実験 ・食料・農林水産業・農産漁村に関する協定
県土・まちづくり	1	・団地再生計画
その他	25	・大学等地域貢献促進事業 ・地域と大学の共育・共創・共生に向けた縁結びプラットフォーム

（出所）神奈川県大学連携にかかわるポータルサイト「大学と地域との連携事例集（全国的事例：神奈川県を除く）」を元に筆者作成

図表16 自治体における大学教員との地域実践活動の分野

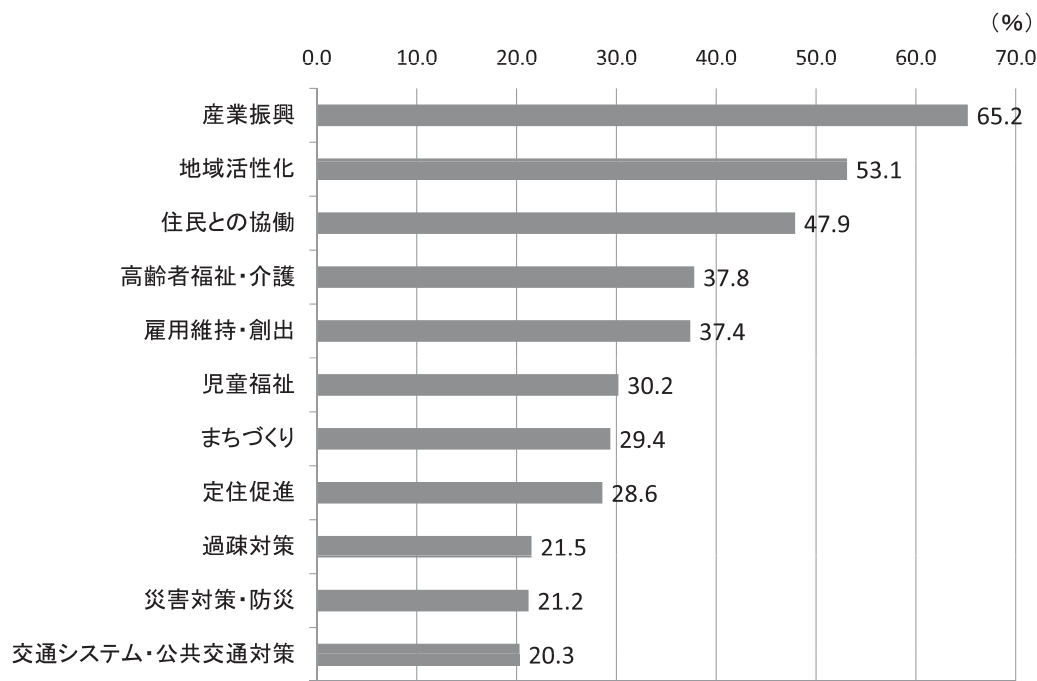


（出所）地域実践活動に関する大学教員ネットワーク、総務省地域力活性化・連携交流室（2011）  
 「大学教員との地域実践活動の内容について」（2011（H23）年8月）を元に筆者作成

こうした連携分野は、自治体が最も重点を置いている政策課題である「産業振興」「地域活性化」や「住民との協働」などとも一致しており、自治体ではそうした具体的な課題の解決をすべく、大学と個別に連携しているものと理解できる（図表17）<sup>27</sup>。

<sup>27</sup> 20%未満の回答の政策課題は、以下のとおり。「環境対策・循環型社会・新エネルギー対策（17.1%）」「健康増進（16.5%）」「中心市街地対策（13.3%）」「防犯・安全対策（8.8%）」「広域連携・広域行政（7.1%）」「児童・青少年対策（6.1%）」「地域情報化（5.3%）」「公営企業対策・外郭団体等の経営健全化（4.9%）」「社会教育・生涯学習・社会スポーツ（4.4%）」「地域格差縮小（3.9%）」「窓口サービスの向上（3.2%）」「都市再生（2.5%）」「障害者福祉（2.3%）」「生活保護・低所得者支援（0.9%）」「その他（8.0%）」「無回答（0.1%）」。（一社）日本経営協会（2011）『地方自治体の運営課題実態調査』

図表17 現時点で重点を置く政策課題



(出所) (一社)日本経営協会 (2011)『地方自治体の運営課題実態調査』を元に筆者作成

一方、包括連携協定は、定義により様々な分野の連携を謳っているものであるが、そうした中で、締結の主な目的としては「地域課題の解決」と「地域社会の形成と発展」を掲げる先が多い(図表 18<調査A>)。

図表 18 包括連携協定の主な目的

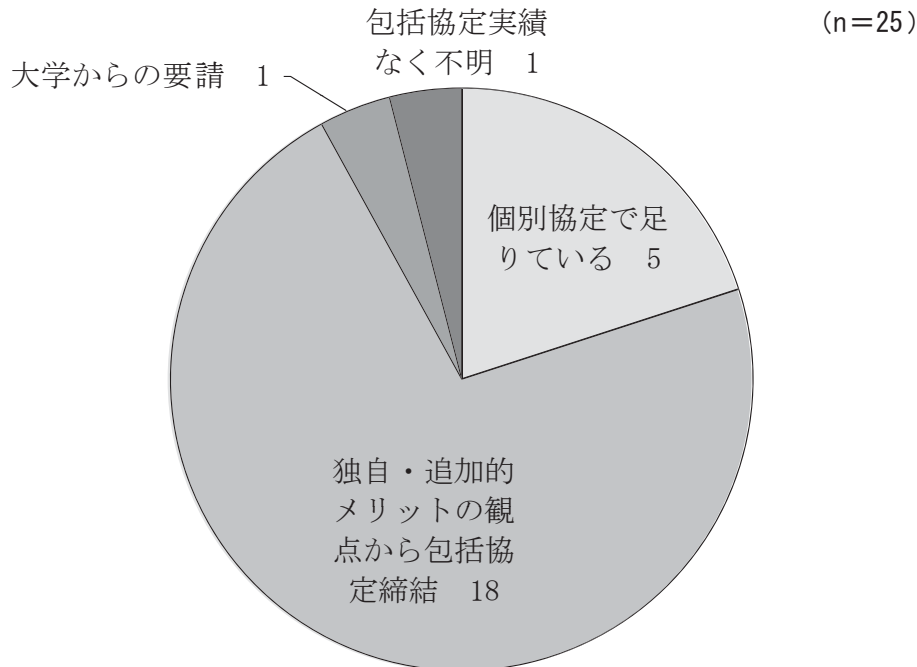
主な目的	大学名	自治体名等
地域の活性化	旭川大学・旭川大学短期大学部	北海道上川総合振興局
学校教育・学術の振興、地域社会の発展、人材育成	石巻専修大学、宮城大学、東北学院大学、東北工業大学	宮城県
学術研究の社会への還元、地域産業の振興	首都大学東京	東京都、区市町村、民間企業等
地域の課題解決、活力のある地域社会の形成・発展	山梨県立大学	甲府商工会議所、忍野村、山梨県立科学館、甲府市、NPO 法人、銀行
地域の課題に適切に対応、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展	信州大学	長野県
活力ある地域社会の形成と発展、人材育成	岐阜大学	岐阜県
豊かで活力ある地域社会の形成と発展	近畿大学	和歌山県
人的・知的資源の交流・活用、地域の活性化	山口県立大学	山口市
元気あふれる地域社会の創造、相互の発展	山口県立大学	防府市

(出所) 神奈川県大学連携にかかわるポータルサイト「大学と地域との連携事例集(全国の事例:神奈川県を除く)」上の「包括連携協定」を抽出し、筆者作成

## 第2章 広域自治体からみた大学との包括連携協定締結の意義・狙い

広域自治体では、包括連携協定を締結することにより何らかの追加的な意義を見出しているからこそ、具体的な締結をすることとなる。実際、締結実績のある19道府県のほとんど(18先)が「包括連携協定の締結には(個別の連携にはない)独自・追加的メリットがある」としており、一方、締結実績のないとした6都県のうち5都県では「個別連携で十分」とみている(図表19<調査F>)。

図表19 広域自治体の大学との包括連携協定に関する考え



(出所) 筆者作成

以下では、広域自治体からみた大学との包括協定の意義や狙いを整理するが、その際、①個別的な連携との対比でみた包括的な連携の特徴(「個別」ではなく「包括的」なかたちで協定をわざわざ結ぶ理由)及び②基礎自治体にとっての包括的な連携と対比した広域自治体の包括的な連携の特徴(「基礎自治体」ではなく「広域自治体」だからこそ締結する積極的な意義)、の両者からアプローチすることとする。

### 1 個別的な連携との対比でみた包括的な連携の特徴

自治体が「包括的」な連携協定を締結する積極的な理由としては、(1)複数の分野に亘る事業を同時に推進させられること、(2)大学との関係強化のためのアナウンスメント効果が得られること、(3)個別の協力事業を進める連絡・調整コストを削減できること、といったことが考えられる。また、自治体自身は強く意識していない可能性があるが、中長期的あるいは間接的には、(4)新たな分野での連携の実現、(5)地元の大学の魅力向上を通じた地域振興といったメリットも期待できる。

やや詳しくみると、以下のとおり。



## (1) 複数分野にわたる事業の推進

個別的な連携は、例えば、地震・津波災害を軽減すること、援農に取り組む学生間のネットワーク構築、若年層の慢性的な人材不足等の地域課題の解決等、対象分野がかなり明確で、かつ具体的な課題も特定されているものが多い。

これに対し、包括的な連携では、研究実績や人材の面で協働する大学が強みを有する複数の分野<sup>28</sup>について、自治体も強い関心を有しており、これらにおける多くの協力事業を同時並行的に推進することを期待して協力関係を結ぶというケースが典型的である。個別の連携協定を複数同時に結ぶことでも、自治体側のニーズを満たすことは可能ではあるが、こうしたケースでは、包括的に協力を約束した方が締結にかかる事務コストも低くなるといえる。

例えば、神奈川県と東海大学とは、既にいろいろな分野において個別に協働してきた実績があったが、2015(H27)年1月には改めて包括連携協定を結ぶに至った。県では、この締結を機に(1)県民が「未病を治す」ことを実践する環境の整備、(2)再生可能エネルギーの普及促進、(3)県西地域における観光資源の開発、の3つを柱に大学との連携を進めていく、としている<sup>29</sup>が、これなどはまさに①県として最重要視している代表的な複数の政策を、②大学側の優れた知見<sup>30</sup>を活用して一段と推進していくことを想定した包括連携協定締結の事例と整理できる。

また、複数分野を特定せず、さらに抽象的に「多様化する地域課題への対応」や「地域社会振興・発展」、あるいは「まちづくり・地域社会活性化」といったように、幅広い課題設定をする場合には、個別ではなく包括的に協力することを謳った方が、その後の実務レベルでの連携を進める上でも合理的である。

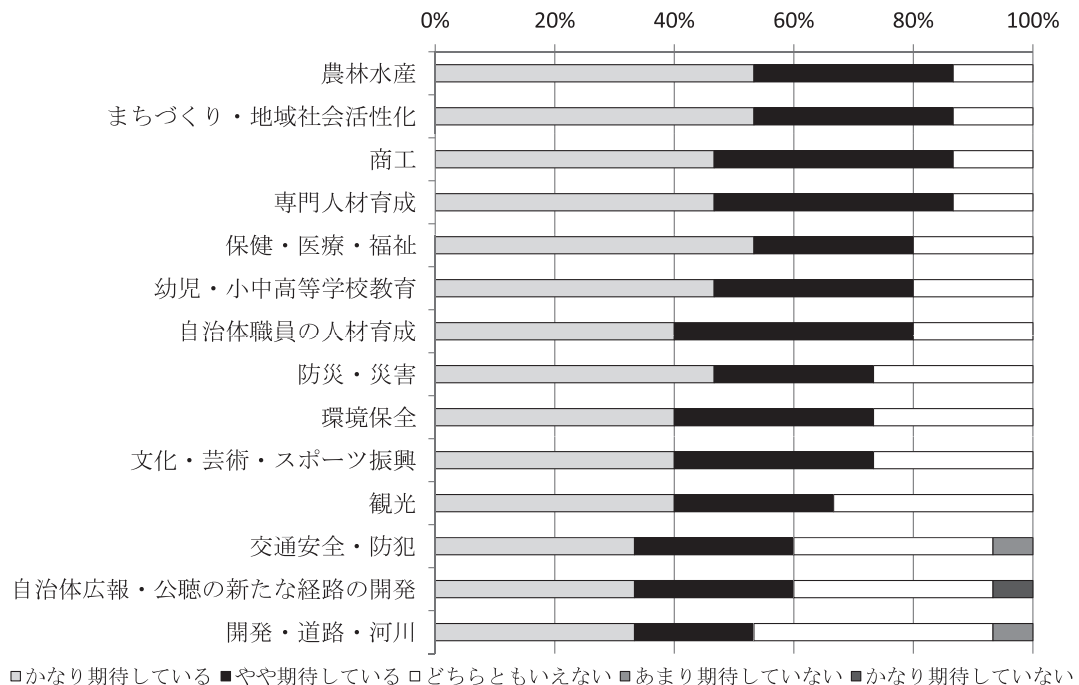
包括連携の効果を期待する分野については、「農林水産」「商工」「専門人材育成」と並んで「まちづくり・地域社会活性化」が筆頭に挙げられている一方、「交通安全・防犯」あるいは「開発・道路・河川」といった個別課題の色彩が強い分野については順位は低くなっているが、これらは包括連携協定のもつこうした特性の傍証とみることができる(図表20<調査F>)。

<sup>28</sup> 協力分野は非常に限定的であるが、その分野の中で幅広く事業を展開する場合にも「包括的な連携」を約束する場合がある(例えば、県教育委員会と大学との包括連携協定など)。

<sup>29</sup> 神奈川県「神奈川県と東海大学との包括連携協定の締結について」2015(H27)年1月27日記者発表資料。神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課IP <http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p873124.html> 2015(H27)2月24日アクセス。

<sup>30</sup> (1)未病については、既にここ数年にわたる研究の蓄積があるほか、体育学部等での実践が期待できること、(2)再生可能エネルギー分野では、ソーラーカーなど世界最先端レベルの研究をしていること、そして(3)観光資源の開発については、観光学部が既に地元の市町との包括的な連携の中でノウハウを有しており、「未病を治す」と組み合わせた県西地域の地域活性化プラン作りに参画することが期待されること、といったように同大学の持つ強みを活かせる。

図表20 包括連携協定を用いた連携の効果で期待する分野 (n=15)



(出所) 筆者作成

## (2) 大学との関係強化のためのアナウンスメント効果

また、包括連携協定には、今後「大学との関係を強化」していくための「アナウンスメント効果」を主な狙いとするものもある。そうした宣言を基盤として、その後の多様な事業の展開、地域課題の解決に繋げようとするものといえる。

例えば、神奈川県では、2014(H26)年1月に横浜市立大学との包括連携協定を締結した<sup>31</sup>が、それまでは市が設置した公立大学法人ということもあって、個別事業レベルの連携は必ずしも盛んとはいえない状況にあった。こうした中で、県立高校生等について横浜市立大学医学部への推薦入試の枠組みを作る個別の検討が進んだが、当該事項にかかる基本合意成立を機に、「包括的な連携」を進めることも対外的に表明することで、それ以外の諸分野において協力しやすい関係が生まれることも期待された。

広域自治体においては、「定期的な協議の場の確保」や「連携の強化」といったやや抽象的な効果を包括連携協定に期待している先も目立っているが(図表 21<調査F>)、こうした目的をもった協力の約束は、個別連携協定ではなく包括連携協定で行う方が向いているといえる。

図表21 大学との包括連携協定を締結する積極的意義や狙い(自由回答)の抜粋

- 総合的な連絡調整
- 連携の強化
- 多様化する住民ニーズへの対応
- 定期的な協議の場の確保
- 連携状況の体系的な把握
- 密接かつ幅広い連携
- 柔軟な対応
- 窓口の明確化

(出所) 筆者作成

<sup>31</sup> 「神奈川県と横浜市立大学との包括連携協定の締結について」2014(H26)年1月27日記者発表資料。神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課IP <http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p748166.html> 2015(H27)2月24日アクセス。

### (3) 実務面での連絡・調整コストの低減

包括連携協定は、(1) (2) でみたように、両組織が「複数分野に亘る事業」において「密接な協力関係を構築していく」ことを予め約束する性格をもつものであるが、実務的には、これは個別の協力事業を進める上での連絡・調整コストを減らす効果をもたらす。すなわち、「協働における実務面での負荷の低減」を包括連携協定のメリットの一つとして挙げるができる。

前述の神奈川県と横浜市立大学との包括連携協定についてみると、協定締結を機に、①両組織の総合窓口が明確となり、②個別に進めていくことが適当な事業を両者が協力して洗い出したほか、③両者の事業推進部署において、締結先と積極的に協力することが有用との理解が広まった。この結果、県及び大学では、健康増進や教育といった多様な分野、あるいは大学の施設の開放といった地道な協力を含め、個々の連携事業にかかる連絡・調整コストが減り、大変円滑に進むようになったとしている。

なお、第1章2(2)において述べたとおり、最近では自治体と大学との社文系・芸術系分野で協働する事例が増えてきているが、これらは、理工系分野における協働と比較すると、①大きな利益を生み出すことが少ない(ローリターン)<sup>32</sup>ことや、②成果の達成度合いが主観に頼られること、③大学への報酬が安いこと等が特徴となっている(図表22)。こうしたことから、今後一層社文系・芸術系分野との協働を進めるためにも、1事業ごとのコーディネートのための事務負担や効果測定等に関する負荷を減らすことが有用と考えられる。

こうしたことから、まちづくり等に向けた大学との連携については、今後とも包括連携協定を活用していく可能性が高い。

図表22 社文系と理工系分野の協働比較

	社文系・芸術系分野	理工系分野
リスク・リターン	ローリスク・ローリターン 設備投資は少なくアイデア勝負であり、コスト負担は少ないが、莫大な利益を得ることは少ない。	ハイリスク・ハイリターン 研究開発のための設備投資が大きく、事業失敗のリスクも大きい。技術開発が大きな利益を生む機会がある。
成果の汎用性・普及性	汎用性大 まちづくり等、連携の成果が当事者外に広く応用される場合が多い。	汎用性小 成果利用は知的財産権として連携当事者に独占権が与えられる例が多い。
成果の評価	金銭的評価は困難 連携の成果が見えにくく、金銭での評価は困難。成果の達成度合いも主観に頼られる。	金銭的評価がある程度可能 新製品の売上や技術の移転によるロイヤリティ収入等、キャッシュフローが実現できる。
報酬	低額 一般的な理工系に比べて、大学への連携対価は安い。大学にとっては社会貢献となる場合が多く、まちづくり等の場合はボランティア的対応となることも多い。	高額 委託費は一般に高額、奨学寄附金で支払われる場合もある。委託一時金のほかに、開発した製品の売上に応じて、ロイヤリティや成功報酬も支払われる。

(出所) 近畿経済産業局(2002)「関西地域の社文系・芸術系大学発事業創出・支援に関する実態調査」

<sup>32</sup> 近年、自治体と大学の社文系・芸術系分野における産学官連携でも、大きな成果が報告されている。一例として、香川県警察本部と香川大学との協働により開発された教育プログラムは、県内の万引き件数を減少させ、他の県警からのモデルケースとして活用されるなど、2012(H24)年度の警察庁長官賞を受賞している。永富太一(2015)「文理融合の万引き対策研究の大きな成果」『産学官連携ジャーナル』(独法)科学技術振興機構Vol.11、No.1、2015

#### (4) 新たな分野での連携の実現

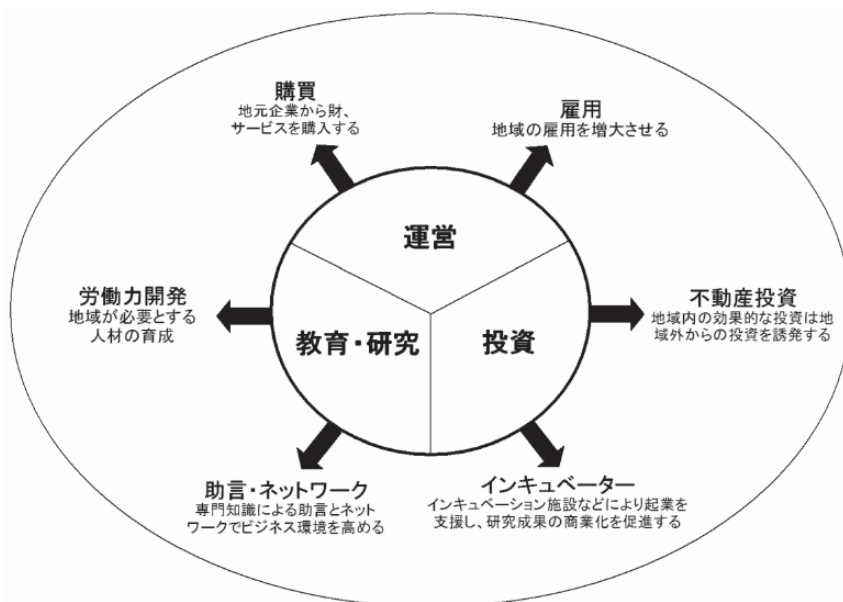
包括連携協定締結のもたらすやや中期的なメリットとして、「(1) 複数分野にわたる事業の推進」「(3) 実務面での連絡・調整コストの削減」効果が発揮されていく中で、組織的(全庁的・全学的)な協働が促進されれば、これまで連携関係が浅かった政策分野でも自治体と大学との問題意識の共有や意見交換が期待できる。そうした新たな連携の中から、これまで取り組まれてこなかったような地域課題の解決手法が生まれてくる可能性がある。

#### (5) 地元の大学の魅力向上を通じた地域振興

地元の大学の魅力向上を通じた地域振興も、包括連携協定締結のもたらす中期的・間接的なメリットといえる(なお、個別協定を積み上げていくことでもこれは実現可能と考えられる)。

大学と包括的な協力関係を結ぶということは、一側面では、自治体が大学側のニーズに幅広く応えていくことでもある。仮に包括的な連携を通じて地元の大学との関係が一層密接になれば、ひいては大学の地域貢献度の向上にもつながり、地域で果たす役割が増す。地元の大学が積極的に活動ようになることは、その経済効果が大きいこと(研究者・事務スタッフの雇用、大学運営に必要な財・サービスの購入等)(図表 23)<sup>33</sup>に加え、優秀な学生を地元を引き付けることにも資することから、自治体にとってもメリットが大きい。

図表23 戦略的に活用すべき大学の影響力



(出典) (財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所(2007)「米国における地域経済活性化と産学官連携」(財)自治体国際化協会CLAIR REPORT NUMBER 309 (Aug 24, 2007)

包括連携協定のかたちではないが、先に紹介した「広島県大学連携推進方策検討会」への参加について、広域自治体(広島県)では、県の若者が大学入学時及び卒業時の二度にわたる転出超過の状況にあ

<sup>33</sup> 「都市部の大学は職員に対する給与、大学運営に必要な財やサービスの購入によって、その存在だけで地域に莫大な経済効果をもたらす存在である。」(財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所(2007)「米国における地域経済活性化と産学官連携」(財)自治体国際化協会CLAIR REPORT NUMBER 309 (Aug 24, 2007)

ることから「人材の流出に歯止めをかけること」を参加目標の一つとしている。すなわち、県内大学の魅力の向上が県内大学への人材確保・県内企業への就職促進につながり、ひいては県に人が集まり定着するという好循環の形成を目的としている<sup>34</sup>といえる。

## 2 基礎自治体にとっての包括的な連携と対比した広域自治体の包括的な連携の特徴

このように、包括連携協定は個別の連携協定とは異なる性格を持つことから、基礎自治体<sup>35</sup>と同様、広域自治体においても、それに見合った包括的な連携関係を構築していくことと考えられる。そうした中で、広域自治体においてはさらに「基礎自治体と大学との協働をサポートする」という目的で包括連携協定を結ぶケースがありうる。

既に述べたように、近隣に大学がなく、全国的に希少価値の高い地域資源を持たない基礎自治体の場合には、大学との協働を進めることが相対的に難しいと考えられる。こうしたことから、広域自治体が域内外の大学と包括的な協働関係を結びながら<sup>36</sup>、基礎自治体が連携を希望する際にそれにあつた先を紹介していくということが考えられる。

広域自治体における基礎自治体と大学との協働をサポートしている事例は、以下のとおり（図表24）。

図表 24 広域自治体における基礎自治体と大学との協働サポートの事例

自治体名	名称・仕組み等	概要
静岡県	(一社) ふじのくに地域・大学コンソーシアム <sup>37</sup>	高等教育機関相互の連携を深め、また、行政、産業界、非営利活動法人などと広範なネットワークを形成し、県内高等教育機関の教育力・研究力の一層の向上を図るとともに、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与していくことを目的とし、2014(H26)年3月27日に設立。
愛知県	大学連携ポータルサイト <sup>38</sup>	県内大学の地域連携事例や、愛知県内の大学・教員情報へのリンク集等により、県内基礎自治体や市民団体の大学連携ニーズをつなぐ役割を果たしている。
京都府	大学と地域をつなぐ(マッチング)仕組み <sup>39</sup>	大学との連携を検討している京都府内の市町村、地域団体、NPO などからの相談があれば、京都府が連携先の大学を探す手伝いをしていく。

(出所) 筆者作成

<sup>34</sup> 広島県大学連携推進方策検討会 (2011) 『今後の大学連携のあり方について』 2011(H23)年9月

<sup>35</sup> 先にみたとおり、基礎自治体の連携協定は、地元大学との間で結ばれるケースが一般的であるが、全国的に希少価値の高い地域資源を活用した事例においてはかならずしも地元大学ではない大学と当該特定分野内での多様な協力関係を予め担保するために包括連携協定を結ぶことがある。例えば、明治大学と千葉県浦安市との「浦安市と明治大学との包括的連携に関する協定」

(2012(H24)年5月28日締結) は、東日本大震災後、明治大学が液状化などの震災被害が大きかった浦安市にボランティア拠点を設置し、学生たちが現地で復興支援ボランティア活動に従事、両者の結びつきがこれまで以上に深まる中、さらに大学を挙げての地域貢献を進めるため、今回の協定締結に至った。明治大学HP

[http://www.meiji.ac.jp/koho/meidaikouhou/20120601/p04\\_02.html](http://www.meiji.ac.jp/koho/meidaikouhou/20120601/p04_02.html) 2015(H27)年2月24日アクセス。

<sup>36</sup> 広域自治体には、連携窓口と研究者データベースの整備など、基礎自治体と大学との協働をサポートすることが求められている。内閣府地域再生事業推進室、国土交通省都市・地域整備局、文部科学省研究振興局、厚生労働省職業安定局 (2007) 『地域の雇用創出のための知の拠点再生推進方策検討調査』

<sup>37</sup> (一社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムHP <http://www.fujinokuni-consortium.or.jp/index.html> 2015(H27)年2月24日アクセス。

<sup>38</sup> 愛知県知事政策局企画課HP <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/daigakurenkei/#r-1> 2015(H27)年2月24日アクセス。

<sup>39</sup> 京都府政策企画部戦略企画課「大学と地域の連携・協働」HP <http://www.pref.kyoto.jp/daigakukyodo/> 2015(H27)年2月24日アクセス。

### 3 広域自治体と大学との包括連携協定における課題

近年、大学では「地域連携センター」や「産学・地学推進センター」等、全学的な組織の設置が進められている。自治体においても、包括連携協定の締結などをきっかけとして部局横断的な庁内組織が設置されるケースが見受けられたが、全体として未整備な状況といえる。具体的な取組みや事業を創出するために、部局横断的な庁内組織の設置は一つの方策として考えられよう。

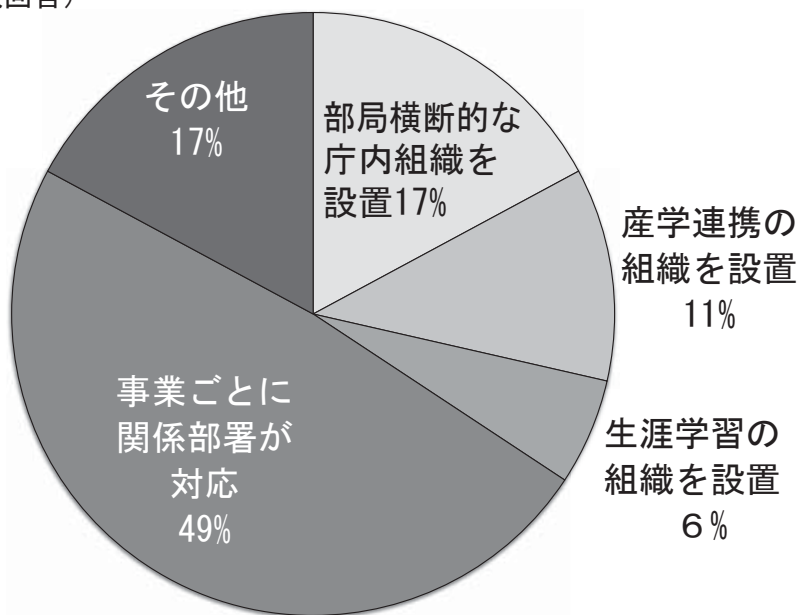
また、包括連携協定締結後にどのような分野で具体的な取組みや事業に発展したのか、庁内で共有することが必要である。どの分野での協働に潜在的な可能性があるのかを考えるには、大学との対話の機会が少ない部局や、具体的な取組みや事業が見られない分野について、把握しておく必要がある。包括連携協定の締結を実質的・組織的なつながりへと発展させるためには、庁内での積極的な情報共有が求められよう。

#### BOX 3 大学との連携にかかる広域自治体側の体制

大学との連携を推進する広域自治体側の組織体制をみると、総合窓口となる庁内組織は設置しないで、事業ごとに関係部署が対応（包括連携協定については企画課などが対応）しているケースが最も一般的である（図表 25<調査F>）。

図表25 庁内組織の設置状況

(n=25 : 複数回答)



(出所) 筆者作成

## (おわりに)

自治体と大学との包括連携協定は増加傾向にあり、締結している広域自治体ではメリットを感じている。しかし、言うまでもなく、広域自治体と大学との協働関係は本来多岐にわたるものであり、重層的である。また、行政ニーズや大学の持つ強みや双方の人的ネットワークの深まりによって、多様な形で展開するものである。

足許に広がりを見つつある包括連携協定は、そうした多様な協力関係を強化推進していく上での新たなツールの一つとして位置づけられるものであるが、必ずしも広域自治体と大学との協力の様態が、個別の連携協定から包括連携協定へと「進化してきている」というものではない。

広域自治体としては、包括連携協定の持つ特徴をふまえながら、大学との協働を進める上での選択肢の一つとしてこれを活用することが求められる。

## <謝 辞>

本研究では、各都道府県の大学連携関連部局にアンケート調査に回答にご協力をいただきました。調査にご協力をいただいた関係者の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

また、本研究の一部については、2014(H26)年8月に第28回自治体学会富山高岡大会(研究発表セッションB)に於いて研究発表を行いました。発表の機会を与えていただいたことと有益な意見を頂戴したコメンテーターと会場に、この場を拝借し感謝の意を表します。

本研究にご理解をいただき、快くご協力をいただいた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

## <主要参考文献>

- 伊藤眞知子・大歳恒彦・小松隆二編著(2007)『大学地域論のフロンティア—大学まちづくりの展開』論創社  
 伊藤眞知子・小松隆二編著(2006)『大学地域論—大学まちづくりの理論と実践』論創社  
 稲生信男(2010)『協働の行政学』勁草書房  
 今川晃・梅原豊(2013)『地域公共人材をつくる—まちづくりを担う人たち』法律文化社  
 岩崎保道(2009)「大学コンソーシアム機能における施設相互利用の実態と課題」『大学教育年報』第5号、2009年3月  
 岩崎保道・中元崇(2008)「大学コンソーシアムにおける地方自治体の役割と機能」『大学行政管理学会誌』第12号、pp.79-90  
 大阪府立大学編(2008)『産学官連携活動の実態』中央経済社  
 岡村周一・人見剛編著(2012)『世界の公私協働』日本評論社  
 科学技術政策研究所・(株)三菱総合研究所(2005)「主要な産学官連携・地域イノベーション振興の達成効果および問題点報告書」2005年3月  
 香川正弘(2013)「知識基盤社会における大学開放での人づくり」『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』No.5, 2013.10  
 加藤榮一・馬場宏二・三和良一(2004)『資本主義はどこに行くのか—二十世紀資本主義の終焉』東京大学出版会  
 関西大学地域連携センター(2014)『関西大学地域連携事例集』関西大学  
 近畿経済産業局(2002)「関西地域の社文系・芸術系大学発事業創出・支援に関する実態調査」  
 小磯修二(2010)「地域の課題に向き合う—地方大学の挑戦—」(独法)科学技術振興機構『産学官連携ジャーナル』Vol.6, No.3, 2010  
 国土交通省都市・地域整備局(2007)『地域の雇用創出のための地の拠点再生推進方策検討調査報告書』平成18年

度国土施策創発調査、平成19年3月

- (財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所 (2007) 「米国における地域経済活性化と産学官連携」(財)自治体国際化協会CLAIR REPORT NUMBER 309 (Aug 24, 2007)
- (財)常陽地域研究センター (2010) 「地域と大学の関わりを考える」『常陽ARC』2010年2月
- 人文社会科学系産学連携を検討する会 (2008) 「京都の大学における事例からみた社文系・芸術系産学連携報告書」京都産学公連携機構・財団法人大学コンソーシアム京都協働事業
- せたがや自治政策研究所 (2011) 『大学連携のあり方』(平成22年度研究報告)
- 総務省 (2005) 「大学と連携した地域づくりのための取組に関するアンケート」
- 高崎経済大学付属産業研究所編 (2003) 『大学と地域貢献—地方公立大学付設研究所の挑戦—』日本経済評論社
- 高橋富男 (2013) 「地域産業振興に果たす産学官連携の役割—課題共有が出发点—」(独法)科学技術振興機構『産学官連携ジャーナル』Vol. 9 No. 1 2013
- 田中重好 (2010) 『地域から生まれる公共性』ミネルヴァ書房
- 田中重好 (2007) 『共同性の地域社会学』ハーベスト社
- (財)地域活性化センター (2009) 『平成20年度地域活性化事例集 大学等との連携による地域の活性化』
- 地域実践活動に関する大学教員ネットワーク・総務省地域力活性化・連携交流室 (2011) 「大学教員との地域実践活動の内容について」総務省地域力活性化・連携交流室
- 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室 (2007) 「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」
- 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室 (2005) 「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」
- 内閣府地域再生事業推進室、国土交通省都市・地域整備局、文部科学省研究振興局、厚生労働省職業安定局 (2007) 『地域の雇用創出のための知の拠点再生推進方策検討調査』
- 永富太一 (2015) 「文理融合の万引き対策研究の大きな成果」『産学官連携ジャーナル』(独法)科学技術振興機構Vol. 11、No. 1、2015
- 奈良先端科学技術大学院大学 (2010) 「平成21年度 米国における産学官連携に関する調査研究報告書—西部・北西部編—」平成21年度文部科学省産学官連携戦略展開事業、平成22年3月
- 日本政策金融公庫 (2010) 「大学と地域の連携—継続の効果と課題—」『日本政策金融公庫論集』第7号、2010年5月
- (一社)日本経営協会 (2011) 『地方自治体の運営課題実態調査』2011年5月
- 広島県大学連携推進方策検討会 (2011) 『今後の大学連携のあり方について』2011(H23)年9月
- 松田智生 (2012) 「米国の大学連携型リタイアメント・コミュニティ〜ケンダル・アット・ハノーバー訪問レポート〜」三菱総合研究所『所報』No. 55、2012. 3. 11発行
- 文部科学省中央教育審議会 (2005) 「我が国の高等教育の将来像(答申) (2005(H17)年1月28日)」
- 山田洋 (2013) 『リスクと協働の行政法』信山社
- 山本啓 (2014) 『パブリック・ガバナンスの政治学』勁草書房
- 横浜市 (2014) 『横浜市中期4か年計画2014—2017』